

第2編 しょうがっこうにゅうがくじゅんび 小学校入学準備のために

小学校入学準備のために

せいかつほごほう せいかつふじょ いちじふじょ しきゅう  
**生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】**

第2編

小学校入学準備のために

内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。この頁において同じ。）への入学準備に必要な費用（学童（学生）服・カバン・靴等の購入費）を支給します。																															
対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度小学校に入学される方																															
支 給 額	<p>○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学準備金</td> <td>入学時の学童服、ランドセル、カバン、靴等</td> <td>64,300円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【参考】</b> 入学準備金以外に、生活保護法の「教育扶助」（P.19）として下の表の経費が支給されます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準額</td> <td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費 【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費</td> <td>月額2,600円</td> </tr> <tr> <td>学級費等</td> <td>学級費、児童会費、PTA会費等</td> <td>月額1,080円以内</td> </tr> <tr> <td>教材代</td> <td>正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td>保護者が負担する学校給食費</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>校外活動参加費</td> <td>宿泊費、施設利用料、交通費等</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>通学交通費</td> <td>通学に必要な最小限度の額</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>学習支援費</td> <td>課外クラブ活動費</td> <td>実費支給 (年間上限額 16,000円以内)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	支 給 額	入学準備金	入学時の学童服、ランドセル、カバン、靴等	64,300円以内	区 分	内 容	基 準 額	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費 【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,600円	学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等	月額1,080円以内	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	実費支給	学校給食費	保護者が負担する学校給食費	実費支給	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	実費支給	通学交通費	通学に必要な最小限度の額	実費支給	学習支援費	課外クラブ活動費	実費支給 (年間上限額 16,000円以内)
区 分	内 容	支 給 額																														
入学準備金	入学時の学童服、ランドセル、カバン、靴等	64,300円以内																														
区 分	内 容	基 準 額																														
基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費 【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,600円																														
学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等	月額1,080円以内																														
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	実費支給																														
学校給食費	保護者が負担する学校給食費	実費支給																														
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	実費支給																														
通学交通費	通学に必要な最小限度の額	実費支給																														
学習支援費	課外クラブ活動費	実費支給 (年間上限額 16,000円以内)																														
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。																															
備 考	特別支援学校に入学され、就学奨励費（P.22）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																															

※表中の金額は令和3年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に入学されるお子さんを扶養されている方
かし 貸 付 額	子ども1人につき64,300円以内
しん 申 請 時 期	入学前
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申 請 手 続	<p>※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にご相談ください。</p> <p>申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類</li> <li>② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書</li> <li>③ 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの）</li> <li>④ 印鑑登録証明書</li> <li>⑤ 扶養の事実についての証明書</li> <li>⑥ 所得を証明する書類</li> <li>⑦ 所定の誓約書兼同意書</li> </ol> <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和4年3月現在のものです、変更となる場合があります。